

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムの一部改正について

1 現状

(1) 自治医科大学(所在地: 栃木県下野市<1972年4月開学>)卒業医師について

へき地医師の確保を目的として、各都道府県が共同で設立した自治医科大学を卒業し、医師となった者は、卒業後原則9年間、県内のへき地等に勤務することで、貸与された在学中の授業料等、大学に納付する経費の返還が免除される。

(2) 義務年限中の勤務計画について

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
区分	臨床研修		へき地勤務			専門研修		へき地勤務		
勤務・研修先	県内の臨床研修病院及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所			県内の国公立・公的病院等及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所		

(3) 愛知県の状況(2021年度)

- ・へき地等勤務: 7医療機関(*) 19人(うち義務年限終了者の継続勤務: 7人)
- ※ 新城市民病院、厚生連知多厚生病院、厚生連足助病院、新城市作手診療所、西尾市佐久島診療所、豊田市立乙ヶ林診療所、東栄医療センター(東栄診療所)
- ・初期臨床研修: 3人
- ・専門研修: 4人
- ・在学中: 17人

2 改正の背景

(1) 市町村等からの派遣要請状況(直近)と県の対応状況

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
市町村等要望数	12	17	18	17	18	18	19	20	20	19
県派遣数	12	14	14	14	15	14	15	18	17	19

(2) へき地等勤務(県派遣)の自治医科大学卒業医師の年次分布

<2021年4月1日現在>

区分	義務年限内									義務年限外(終了)									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
卒業後年次 〔義務年限終了後〕 年目										(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
人数	3	2	2	0	2	2	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	2	
計	12人									7人									

3 キャリア形成プログラム* 改正案

* 医療法の規定に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「派遣される医師の能力開発及び向上」を図ることを目的に都道府県が策定

(1) 改正内容

ア 義務年限を終了した医師が県職員身分を保有できる最大の期間を、現在の10年から15年に延長する。

<改正理由>

- (ア) 要望が増加する市町村からの派遣要請に応じられるようにするため。
- (イ) 2021年度中に中間見直し予定の愛知県地域保健医療計画(最終案を今月以降に審議予定)に、へき地保健医療対策の医師確保方策として盛り込むため。

第7章 へき地保健医療対策

2021年3月24日愛知県医療審議会
愛知県地域保健医療計画原案

2 へき地医療対策
(1) へき地診療所

新	旧
○ 要望が増加する自治医大卒業医師の派遣要請に応じられるよう、義務年限終了後も最大 15年間 、県の身分を有したままへき地診療所等へ派遣できる方策を取り入れています。	○ 要望が増加する自治医大卒業医師の派遣要請に応じられるよう、義務年限終了後も最大 10年間 、県の身分を有したままへき地診療所等へ派遣できる方策を取り入れています。

イ 派遣(研修)先医療機関の改廃等に伴い、所要の改正を行う。

<改正理由>

- (ア) 富山診療所が廃止されたため、指定公立病院等の一覧から削除する。
- (イ) 病院名が変更された内科専門研修プログラムの基幹施設について、研修施設群構成状況の表を修正する。
- (ウ) へき地診療所への代診医派遣の調整等を行う、県のへき地医療支援機構の業務を、医療機関に委託して行うこととする場合の取扱いを定める。
- (エ) 原則、自治医科大学卒業医師は県職員身分を有するが、初期臨床研修期間中に研修先の医療機関で身分が確保されることとなる場合の取扱い並びに関連箇所を修正する。

* 改正内容の詳細は、別添新旧対照表のとおり。

4 キャリア形成プログラム改正案への意見照会

期間 2021年8月11日~2021年8月18日

対象 自治医科大学卒業医師(県職員)、自治医科大学学生 計47人

意見要旨	対応
義務年限を終了した医師が、県職員身分を保有できる上限を撤廃又は、全員非常勤として残る形としてはどうか。 (改正案以外への意見) 「推奨する診療科」以外の専門医の取得のため、1年間の「義務履行の一時猶予」の期間を認めていただけるよう検討をお願いする。(義務年限内の卒業生同士の調整を密に行い、義務猶予医師の総数を留めるべく最大限努力させていただきます。)	今回の改正の影響や、市町村からの要望並びに将来需給を踏まえ、上限の取扱いについては、必要に応じて検討していく。 市町村からの派遣要望に対し、義務年限終了者の派遣が約3分の1を占める現状でのプログラム改正は困難であるが、義務年限終了者の状況並びに今後の地域枠医師の地域派遣増加を踏まえ、引き続き今後の検討課題とする。

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム新旧対照表

新										旧									
省略 1 勤務計画 省略 <自治医科大学卒業医師の勤務計画表>										省略 1 勤務計画 省略 <自治医科大学卒業医師の勤務計画表>									
年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		へき地勤務		専門研修		へき地勤務			区分	臨床研修		へき地勤務		専門研修		へき地勤務		
勤務・研修先	県内の臨床研修病院及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所		県内の国公立・公的病院等及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所			勤務・研修先	県内の臨床研修病院及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所		県内の国公立・公的病院等及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所		
身分	原則として県職員(ただし、研修先の機関で当初から身分が確保される場合は県職員として採用しない。)		県職員(自治法派遣の場合は市町村職員を併任する。)		原則として県職員		県職員(自治法派遣の場合は市町村職員を併任する。)			身分	県職員		県職員自治法派遣の場合は市町村職員を併任する。		原則として県職員		県職員自治法派遣の場合は市町村職員を併任する。		
派遣方法	研究休職(県の機関で研修する場合を除く。)又は退職(研修先の機関で身分が確保される場合。)		地方自治法上の職員の派遣又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣		研究休職(県の機関で研修する場合を除く。)又は退職(研修先の機関で身分が確保される場合。)		地方自治法上の職員の派遣又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣			派遣方法	研究休職(県の機関で研修する場合を除く。)		地方自治法上の職員の派遣又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣		研究休職(県の機関で研修する場合を除く。)退職(研修先の機関で身分が確保される場合)		地方自治法上の職員の派遣又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣		
2 臨床研修 (1) から (3) 省略 (4) 身分取扱い 身分取扱いは、県の機関で研修する場合を除き、休職となります。ただし、研修期間中に、研修先の機関で身分が確保されることとなった場合は、県職を退職することとします。 研修期間の当初から身分が確保される場合においては、研修期間中は県職員として採用しません。										2 臨床研修 (1) から (3) 省略 (4) 身分取扱い 身分取扱いは、県の機関で研修する場合を除き、休職となります。									
3 へき地等勤務 (1) 省略 (2) へき地等の指定公立病院等 省略										3 へき地等勤務 (1) 省略 (2) へき地等の指定公立病院等 省略									

新

<へき地等の指定公立病院等>

へき地等の区域		指 定 公 立 病 院 等
西尾市	旧一色町地区	西尾市佐久島診療所
豊田市	旧小原村地区	豊田市立乙ケ林診療所
岡崎市	旧額田町地区	岡崎市額田宮崎診療所
		岡崎市額田北部診療所
設楽町		設楽町つく診療所
東栄町		東栄医療センター（東栄診療所）
豊根村		豊根村診療所
新城市	旧作手村地区	新城市作手診療所
新城市		新城市民病院
豊田市		愛知県厚生農業協同組合連合会足助病院
美浜町		愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
新城市		新城保健所

(注) 本表に掲げるもののほか、へき地住民の医療確保のために、自治医科大学卒業医師を勤務させることが、特に必要と知事が認める医療機関は、その都度追加指定します。

(3) 省略

4 専門研修

(1) から (3) 省略

(4) 身分取扱い

身分取扱いは、県の機関で研修する場合を除き、条例に基づく休職となります。ただし、研修先の機関で身分が確保される場合は退職となります。

5 勤務計画の変更

省略

(1) へき地医療支援機構を設置する医療機関等に所属し、へき地医療支援機構の業務に従事した期間については、義務年限内とし、へき地勤務を行ったものとみなします。

(2) から (3) 省略

6 から 11 省略

12 義務年限終了後の取扱い

義務年限を終了した自治医科大学卒業医師のうち、引き続き次の勤務等を希望する者は、県職員身分を保有することができるものとし、次により取り扱います。

(1) へき地等の指定公立病院等における勤務

ア 任用期間は下記(2)における県職員としての任用期間と併せて最大で 15 年間です。
イからウ省略

(2) 省略

13 省略

平成 31 年 4 月 1 日 作成
令和 3 年 月 日 改正

(ただし、「1 勤務計画」、「2 臨床研修」に係る改正は令和 2 年 4 月 1 日から、「3 へき地等勤務」に係る改正は令和元年 12 月 26 日から、「5 勤務計画の変更」及び「別記 専門医の取得について」に係る改正は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。)

旧

<へき地等の指定公立病院等>

へき地等の区域		指 定 公 立 病 院 等
西尾市	旧一色町地区	西尾市佐久島診療所
豊田市	旧小原村地区	豊田市立乙ケ林診療所
岡崎市	旧額田町地区	岡崎市額田宮崎診療所
		岡崎市額田北部診療所
設楽町		設楽町つく診療所
東栄町		東栄医療センター（東栄診療所）
豊根村		豊根村診療所 富山診療所
新城市	旧作手村地区	新城市作手診療所
新城市		新城市民病院
豊田市		愛知県厚生農業協同組合連合会足助病院
美浜町		愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
新城市		新城保健所

(注) 本表に掲げるもののほか、へき地住民の医療確保のために、自治医科大学卒業医師を勤務させることが、特に必要と知事が認める医療機関は、その都度追加指定します。

(3) 省略

4 専門研修

(1) から (3) 省略

(4) 身分取扱い

身分取扱いは、県の機関で研修する場合を除き、条例に基づく休職となります。ただし、研修先の機関で身分が保有される場合は退職となります。

5 勤務計画の変更

省略

(1) 医務課に所属し、へき地医療支援機構の業務に従事した期間については、義務年限内とし、へき地勤務を行ったものとみなします。

(2) から (3) 省略

6 から 11 省略

12 義務年限終了後の取扱い

義務年限を終了した自治医科大学卒業医師のうち、引き続き次の勤務等を希望する者は、県職員身分を保有することができるものとし、次により取り扱います。

(1) へき地等の指定公立病院等における勤務

ア 任用期間は下記(2)における県職員としての任用期間と併せて最大で 10 年間です。
イからウ省略

(2) 省略

13 省略

平成 31 年 4 月 1 日 作成

新	旧																
別 記	別 記																
専門医の取得について	専門医の取得について																
1 省略 2 専門医取得によるキャリアプランについて (1) 省略 (2) 内科専門医の取得を希望する自治医大医師（以下「内科専攻医」）のキャリアプラン アからイ省略 ウ 内科専攻医が応募できる内科専門研修プログラムの研修施設群構成状況	1 省略 2 専門医取得によるキャリアプランについて (1) 省略 (2) 内科専門医の取得を希望する自治医大医師（以下「内科専攻医」）のキャリアプラン アからイ省略 ウ 内科専攻医が応募できる内科専門研修プログラムの研修施設群構成状況																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行う病院)</td> <td style="width: 50%;">連携施設等(自治医大医師が勤務するべき地医療機関)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院</td> <td>東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院</td> <td>東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院</td> </tr> <tr> <td>岡崎市民病院</td> <td>新城市民病院 西尾市佐久島診療所</td> </tr> </table>	基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行う病院)	連携施設等(自治医大医師が勤務するべき地医療機関)	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院	岡崎市民病院	新城市民病院 西尾市佐久島診療所	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行う病院)</td> <td style="width: 50%;">連携施設等(自治医大医師が勤務するべき地医療機関)</td> </tr> <tr> <td>名古屋第一赤十字病院</td> <td>東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所</td> </tr> <tr> <td>名古屋第二赤十字病院</td> <td>東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院</td> </tr> <tr> <td>岡崎市民病院</td> <td>新城市民病院 西尾市佐久島診療所</td> </tr> </table>	基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行う病院)	連携施設等(自治医大医師が勤務するべき地医療機関)	名古屋第一赤十字病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所	名古屋第二赤十字病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院	岡崎市民病院	新城市民病院 西尾市佐久島診療所
基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行う病院)	連携施設等(自治医大医師が勤務するべき地医療機関)																
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所																
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院																
岡崎市民病院	新城市民病院 西尾市佐久島診療所																
基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行う病院)	連携施設等(自治医大医師が勤務するべき地医療機関)																
名古屋第一赤十字病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所																
名古屋第二赤十字病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院																
岡崎市民病院	新城市民病院 西尾市佐久島診療所																
(3) から (5) 省略	(3) から (5) 省略																